

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和6年3月5日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部 男女参画・こども局

こども未来課長 千綿 美紀

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量  
意思表示チャーム「ツナガルン」 10,000 個
- (2) 調達内容  
別紙 意思表示チャーム「ツナガルン」調達業務仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和6年5月10日(金曜日)
- (4) 納入場所  
佐賀県男女参画・こども局 こども未来課

## 2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者としてします。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 県内企業(県内に本店を有する。又は県内に支店を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上又は県内支店等に勤務する従業員が50人以上。又は誘致企業。)であること。
- (2) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)に基づく入札参加資格を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとするものは、入札参加資格確認申請書に関連資料を添付のうえ、7に記載の担当課まで持参又は郵送し、参加資格の確認を受けてください。

(1) 提出期限 令和6年3月12日（火曜日）正午

(2) 提出場所 佐賀県こども未来課 子育てし大県推進担当

(3) 提出書類 入札参加資格確認申請書（様式1）、営業概要書（様式2）、

(4) 提出方法 持参又は郵送（期限内必着）

注）郵送、宅配の場合は配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

※虚偽の掲載をした入札参加資格確認申請書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は入札までの間に、参加要件を満たさなくなった者が提出した入札参加資格確認申請書等は無効とする。

※提出書類により参加資格要件の適否を確認し、令和6年3月15日（金曜日）までにその結果を通知する。

### 4 質問の受付

当該入札の仕様に関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ次により提出すること。

(1) 提出期限 令和6年3月12日（火曜日）正午

(2) 提出場所 佐賀県こども未来課 子育てし大県推進担当

(3) 提出書類 質問書（様式3）

(4) 提出方法 電子メール、ファックス、郵送、持参（期限内必着）

※電子メール及びファックスでの提出は、送信後に着信確認の電話をすること

(5) 回答 質問者及び入札参加資格申請者全てに電子メールにより回答を送付する。

### 5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

7に記載の担当課と同じ。

(2) 入札説明書の交付方法

令和6年3月5日(火曜日)から同年3月12日(火曜日)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)において交付します。

また、佐賀県のホームページからも入手できます。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札・開札の日時及び場所

①日時 令和6年3月26日(火曜日)午前11時

②場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁 旧館3階 男女参画・こども局内会議室(業務課隣)

③入札方法 入札者の直接持参による入札又は郵送による入札

※入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和6年3月25日(月曜日)午後5時までに7の担当課に必着とします。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「意思表示チャーム「ツナガルン」調達業務入札書在中」と朱書きしてください。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない県職員を立ち会わせて行います。

## 6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号により免除する。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

- オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- キ 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者
- ク 一人で二以上の入札をした者
- ケ 代理人でその資格のない者
- コ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

- ア 入札金額が入札書比較価格(税抜きの予定価格)以下で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(6) 詳細は「入札説明書」を参照してください。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 本業務は、令和6年度当初予算の事前準備であり、令和6年度当初予算が成立しない場合は契約を実施しないことがあります。また、契約締結日は令和6年4月以降となります。

## 7 担当課

佐賀県男女参画・こども局 こども未来課 子育てし大県推進担当  
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1-59(佐賀県庁旧館3階)  
電話:0952-25-7381 FAX:0952-25-7339  
メール:kodomomirai@pref.saga.lg.jp